

駿河台法学

第31巻第1号(通巻第59号) 2017

論 説

- 2015年オーストリア相続法改正(2) 半田 吉信
ドイツ民法による給付遅滞における法的救済
ペーター・ヴィンデル
- 行政史に関する若干の考察(2) 千草 孝雄
教唆概念の構造と位相 竹内 健互
配偶者相続人の相続分見直しについて 草地 未紀

判例研究

- 預貯金債権の相続—遺産分割の対象性に関する新判例
太田 幸夫

研究ノート

- 基本権ドグマティークと統治機構論・権力分立論の間、覚書き
小貫 幸浩



駿河台大学

||||| 駿河台法学前号（第30巻第2号）目次 |||||

論 説

- 2015年オーストリア相続法改正(1)……………半田 吉信
高齢消費者被害救済の現状と展望……………草地 未紀
流通市場における会社の不実開示責任について(六・完)
……………王子田 誠
連用制とはどういう選挙制度か……………成田 憲彦
D・クラウスニック「保障国家と大学自治」へのノート
—とくに大学の民主的正当化について—……………小貫 幸浩

|||||

駿河台大学法学会規約

第1条 本会は、駿河台大学法学会と称する。

第2条 本会の事務所は、駿河台大学法学部内に置く。

第3条 本会は、法、政治および法学教育に関する学術の研究および普及をもってその目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 機関誌「駿河台法学」の発行
- 2 研究会・講演会の開催
- 3 その他本会の目的を達成するため必要と認める事業

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 一般会員 駿河台大学専任教員で、第3条に該当する目的に賛同する者
- 2 特別会員 本会に入会を希望する者で、総会の承認した者
- 3 名誉会員 会員の推薦にもとづき総会の承認した者

第6条 一般会員および特別会員は、総会の定めるところに従い、

会費を納めなければならない。

第7条 本会に次の機関を置く。

- 1 会長
- 2 運営委員会
- 3 機関誌編集委員会
- 4 学生法学論集編集委員会
- 5 監査

第8条 会長は、毎年1回総会を招集しなければならない。ただし、会長は、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。一般会員の3分の1以上の要求があった場合、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。

第9条 総会は、次の事項につき審議決定する。

- 1 会長、運営委員、機関誌編集委員、学生法学論集編集委員および監査の選任
- 2 予算および決算の承認
- 3 その他本会の運営に関し必要な事項

第10条 総会は、一般会員の2分の1以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数でこれを決する。

第11条 本会の経費は、会費その他をもってあてる。

第12条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

SURUGADAI JOURNAL OF LAW AND POLITICS

Vol. 31 No. 1

SURUGADAI HOGAKU

September 2017

Contents

Articles

Die Erneuerung des Österreichischen Erbrechts 2015 (2) *Yoshinobu HANDA*
Die Rechtsbehelfe bei verspäteter Leistung nach deutschem BGB

Peter Vinderu

An Essay on History of Public Administration

Takao CHIGUSA

Über die Struktur der Anstiftung

Kengo TAKEUCHI

Revision of Rule Related to Statutory Share in Inheritance of Spouse

Miki KUSACHI

Case Study

A New Decision Indivisibility of Inherited Savings

Yukio OHTA

Note

Staatsorganisationsrecht und Grundrechtsdogmatik

Yukihiro ONUKI

Published by

SURUGADAI UNIVERSITY

Azu 698 Hanno Saitama 357-8555 JAPAN